

旧長崎大学附属病院における

雇庸人の処遇についで

昭和二十年八月九日長崎市に投下された原子爆弾によつて推定
七万余の爆死者があつたことは世人のよく知るところであります

その際、大学病院には多数の官吏雇庸人、医学生が勤務又は
勉学し一億一心となつて総動員業務に日夜を合はす頑張り続け
る状態でした

しかしながら不幸にもあの原子爆弾は頭上に炸裂し多数の死傷者
を生み戦争は終結するところとなりました。ところがこれら戦争犠
牲者に対し國は軍人軍属に於いて戦傷病者戦没者遺族等
援護法を昭和二十八年に制定しさらに昭和三十四年に至つて学徒動員
女子挺身隊、徴用工に適用の申をひろげ、昭和四十一年に至つていわゆる
南洋従軍高に援護法の適用されることになり昭和五十一年には